

「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び 維持管理に関する条例」の検討結果

令和8年3月23日
静岡市

静岡市太陽光発電条例検討部会における議論の経過

- ・第1回 令和7年11月6日（木） 条例が必要な理由と制度の骨子案を提示
- ・第2回 令和7年12月17日（水） 条例案・規則案として具体化
- ・パブリックコメント 令和8年1月28日（水）から令和8年2月27日（金）まで
- ・第3回 令和8年3月10日（火） 許可基準・運用の考え方の補足

【検討部会における主な意見】

<第1回>

- ・事業の一体性が認められない場合の複数施設の設置による累積的影響について、評価方法を含めて検討してほしい。
- ・「風致地区」、「南アルプスユネスコエコパーク」、「自然共生サイト」、「世界文化遺産」においては、太陽光発電施設の設置により自然環境や景観への影響が懸念されるため、規制区域として追加してほしい。
- ・既存施設の維持管理や廃棄が適切に実施されるよう、既存施設に対する維持管理等計画の作成や公表、維持管理の報告、廃棄後の処分について詳細を詰めてほしい。

<第2回>

- ・今後、規制の必要があるとされた場合は、随時、規制区域の見直しを行うことを前提としてほしい。
- ・事業の途中で災害等の理由で行う廃棄と、事業完了後の廃棄処分については異なる対応となるため、明確に区別した上で技術基準を検討してほしい。

<第3回>

- ・太陽光発電施設が、カーボンニュートラルの実現に向けてどのような貢献をしているか、また、太陽光発電はじめ再生可能エネルギーの将来のあり方について市民に分かりやすく示してほしい。
- ・事業者が資金力がない場合は、保険等に加入しておくことで、災害が発生した場合に対応できるということを事業者へ周知してほしい。

条例骨子案に対するパブリックコメント結果

○募集期間 令和8年1月28日（水）から令和8年2月27日（金）まで

○募集結果 意見数（提出者）：53件（24人）

○意見内容

- ・対象施設に関する意見（4件）
- ・区域の設定に関する意見（5件）
- ・必要な手続き・設置許可基準に関する意見（7件）
- ・適正な維持管理等・廃止後の処分に関する意見（9件）
- ・実効性の確保に関する意見（4件）
- ・既存施設に関する意見（3件）
- ・その他に関する意見（21件）
 - 「地域全体の問題として扱ってほしい」「森林伐採してまでやることか不明」
 - 「有害物質が漏洩するリスクを完全に払拭できていない」

○意見に対する市の対応（主なもの）

- ・営農型太陽光発電施設については、廃止後の処分が適正に行われているか確認する必要があることなどから条例の対象とする。
- ・複数事業の一体性の判断については、設置に関する基準等の中で規定する。
- ・許可基準については、関係法令の基準に準じて設定するが、地域の実情を踏まえ、独自の基準や上乘せ基準を設ける場合は、その根拠を明確にする。
- ・罰金の金額は、他自治体の条例や本市の既存条例における罰金額との整合性を踏まえて適正であると考えている。
- ・条例の目的及びカーボンニュートラル実現に向けた太陽光発電の必要性について理解を得る。

「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」のポイント

- 太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される14の区域を「設置規制区域」として設定し、「設置規制区域内」へ太陽光発電施設を設置する場合、行政として設置の可否を判断するため許可制とする。
- 廃止するときは、廃棄物とならないようリデュース（排出抑制）やリユース（再使用）することを優先し、それができない場合には、リサイクル（再資源化）の実施に努めることとする。
- 適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ廃棄等費用に係る現金（保証金）を金融機関に預入し、市と質権設定契約を締結する「保証金制度」を導入する。
- 条例が遵守されない場合は、「許可の取消し」や「事業者名等の公表」、「罰則」が適用される場合があるが、罰則は行政刑罰である「罰金」とする。
- 既存施設（条例施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設を含む）についても、将来にわたり安全かつ適正に維持管理や廃止後の処分がなされるよう必要な手続きを定める。